

証券外務員等資格試験規則の一部改正について

平成16年2月16日
日本証券業協会

協会員の人材確保の円滑化を図るとともに、外務員資格に対する一般の関心を高めることを目的として、証券外務員資格試験のうち二種外務員資格試験を一般に開放することとする。

1. 改正の内容

- (1) 本協会が実施する証券外務員資格試験のうち、二種外務員資格試験について、協会員の役職員等以外の者が受験することができることとする(「証券外務員等資格試験規則」第22条第1項)。
- (2) 協会員の役職員等以外の者の受験に関し必要な事項は、証券外務員等資格試験委員会が定める(同第22条第2項)。

2. 実施の時期

システム対応等所要の準備を行った上、証券外務員等資格試験委員会が定める日から施行することとする。

(注) 規則改正の案文は別紙のとおりである。

以上

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成16年2月16日から3月1日17:00まで(必着)

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(注) 住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 資格管理部 担当：菊地、山本(Tel：03 3667 8461)

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について（案）

平成 16 年 2 月 16 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 4 章 その他</p> <p><u>第 22 条 委員会は、第 12 条第 3 号に規定する二種外務員資格試験については、第 13 条第 1 項第 3 号イから八に掲げる者以外の者に試験を受けさせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定に基づき試験を受けさせる場合に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>